

財団法人文京アカデミー寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人文京アカデミー（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 財団は、事務所を東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号文京シビックセンター内に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 財団は、コミュニティの育成、文化・スポーツの振興及び生涯学習の推進に寄与し、もって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティ意識の啓発事業
- (2) コミュニティ・文化振興事業
- (3) スポーツ振興事業
- (4) 生涯学習推進事業
- (5) コミュニティ活動への援助事業
- (6) 区の施設の管理運営に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 財 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 財団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 財産から生ずる収入
 - イ 寄付金品及び補助金
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 財団の資産は、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 財団の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を得て定める。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を得て確実な有価証券を購入又は定期預金とする等確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第8条 財団の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、東京都知事及び東京都教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を得て、東京都知事及び東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会の議決を得なければならない。

3 第1項の暫定予算に基づく収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、2月以内に理事長が調整し、当該年度の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査及び理事会の承認を得て、その会計年度終了後3月以内に東京都知事及び東京都教育委員会に報告しなければならない。

(積立預金)

第13条 財団は、理事会の議決を得て、目的を特定して積立預金を積み立てることができる。

2 前項の積立預金は、理事会の議決を得て、目的のため若しくは基本財産に繰り入れる場合のほかは、取り崩すことができない。

(長期借入金)

第14条 財団は、借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得、かつ、東京都知事及び東京都教育委員会に届け出なければならない。

(会計年度)

第15条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第16条 財団に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上12人以内(うち理事長1人及び常務理事1人)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事の構成は、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者の数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事は、財団の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第18条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

2 常務理事は、財団の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、財団の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 財団の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに東京都知事及び東京都教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、その役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、その職務の執行が困難と認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) その他財団の運営に関する重要な事項に関すること。

(招 集)

第 24 条 理事会は、第 18 条第 4 項第 4 号の規定による場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的となる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは理事に対し会議の目的となる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 10 条及び第 12 条から第 14 条までに規定するものは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 議長は、理事会の議事について、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選出された議事録署名人

2人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 評 議 員 会

(設置及び構成等)

第 30 条 財団の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じるため評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員 13 人以上 25 人以内をもって構成する。

3 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

4 第 17 条第 3 項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

5 評議員及び役員は相互に兼ねることができない。

(任 期)

第 31 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 32 条 評議員は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、次に掲げる事項については評議員会に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

(4) 寄附行為の変更及び解散に関すること。

(5) その他理事会において必要と認めた事項に関すること。

(招 集)

第 33 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的となる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第 34 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第 26 条から第 29 条までの規定は評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(費用弁償)

第 35 条 評議員には、費用を弁償することができる

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、東京都知事及び東京都教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 財団は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する場合のほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び

評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、東京都知事及び東京都教育委員会の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 財団が解散したときの残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、東京都知事及び東京都教育委員会の許可を得て、財団と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄付する。

第 8 条 事 務 局

(事務局及び職員)

第39条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。

4 事務局の組織その他事務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第40条 事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 財産及び負債の状況を示す書類

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

第 9 章 補 則

(委 任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

付 則

1 この寄附行為は、本公社の設立許可があった日から施行する。

2 公社の設立当初の役員は、第17条第1項から第4項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

3 公社の設立当初の評議員及び会長は、第31条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は第32条第1項の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

4 公社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第33条第2項第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

5 公社の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から始まり昭和62年3月31日に終わる。

付 則

この寄附行為は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 5 年 3 月 24 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 10 年 12 月 9 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 11 年 12 月 27 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

